

水道・下水道の使用に関する 各種手続について

**こんな時は必ず
役場に届け出てください**

水道（以下、下水道も含む）の使用を開始（再開含む）する、中止（一時中止含む）する、または使用者が変わるなどの場合には、役場への届出が必要です。届出が無い場合は、後にトラブルの原因となることがありますのでご注意ください。

※届出の受付時間は、平日（土日祝祭日および年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

水道の使用を開始する時

水道の使用を開始する場合には「使用開始届」の提出が必要となります。なお、郵送またはFAXでの届出は受け付けませんが、電話やインターネットでの受付は行っていません。

【注意事項】

○使用開始当日に届出がされた場合、早急に対応できない

い場合がありますので、使用開始予定日の前日までに届出を済ませることをお勧めします。

○止水栓の開栓（水道の元栓を開けること）は、こちらから職員がお伺いして作業を行います。その際には、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合には開栓できません。なお、開栓作業は平日の午前9時から午後5時までの対応となっております。

○「使用開始届」の提出がなのまま水道の使用を開始した場合は、町長が認定する水道料金を納めていただくこととなります。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届出を行うようにしてください。

水道の使用を中止する時

水道の使用を中止する場合には、「使用中止届」の提出が

必要となります。なお、郵送またはFAX、電話での届出は受け付けませんが、インターネットでの受付は行っていません。

【注意事項】

○使用中止の場合、すぐに使用再開される場合（概ね一週間程度）を除き、止水栓を閉栓（水道の元栓を閉めること）します。また、止水栓の開栓は、平日の午前9時から午後5時までの対応となっております。

○水道の使用をやめても、中止の届出がない場合は、いつまでも基本料金がかかり続けますので、必ず届出を行うようにしてください。

○使用中止の場合、料金の清算方法（現金払、口座振替など）についてお知らせください。

水道の使用者が変わる時

水道の使用者が変わる場合には「使用者変更届」の提出が必要となります。また、支払方法や料金請求書の送付先に変更がある場合についても同様に届け出てください。

なお、郵送またはFAX、電話での届出は受け付けません。

が、インターネットでの受付は行っていません。

料金の口座振替手続書 （ひやま漁協を除く）

料金の口座振替手続書については、町内の各金融機関（ひやま漁協を除く）もしくは役場環境水道課、熊石総合支所地域振興課、落部支所において行うことができます。

（ゆうちょ銀行については、口座振替申込書記載後ご本人が郵便局窓口へ提出しなければなりません）。

以上のように、水道の使用等に関しては必要な届出がいろいろありますので、該当する場合には必ず届出してください。

【問い合わせ先】
環境水道課業務係

交通規制のお知らせ

防衛省の補助事業により、町道大新線の道路工事を実施し、工事期間中に交通規制を行います。

工事進捗状況によつて交通規制が変わりますので、現場の指示に従ってください。

周辺および通行する方々には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 【規制方法】
作業時片側交互通行
- 【工事期間】
4月中旬～7月31日（金）
- 【問い合わせ先】
建設課土木係

